

各証明書について

- 1第1種銃猟免許又は網猟免許若しくはわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち、次に該当する者は、市町村長の「課税証明書」が必要です。（「課税証明書」とは、県民（市町村民）税の収入・所得・控除等の課税事項が記載されたもので、証明書の内容は市町村により異なる場合があります。）
- 2登録申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項に基づき、鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲等）に係る許可証及び従事者証を受け、実際に捕獲活動を行った者（許可捕獲者）については、「許可証の写しまたはこれに準ずる書面」または「従事者証の写しまたはこれに準ずる書面」が必要です。
なお、併せて「捕獲等の結果を示す書面」も添付してください。
- 3対象鳥獣捕獲員については、市町村長の「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」が必要です。
- 4認定捕獲従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者）については、認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている「認定証の写し」、「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書」、「認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（事業の委託契約書の写し等）」及び当該事業に従事した際の「従事者証の写し」を添付してください。

本年度の県民税の所得割額の納付を要する者				—	課税証明書
本年度の県民税の所得割額の納付を要しない者	同一生計配偶者または扶養親族に該当しない者		必要		
	同一生計配偶者または扶養親族に該当する者	左の者の配偶者または左の者を扶養している者が県民税の所得割額の納付を要しない場合	必要		
		左の者の配偶者または左の者を扶養している者が県民税の所得割額の納付を要する場合	—		
		登録を受ける者が農林水産業に従事する場合	必要		
許可捕獲者				必要	許可証の写しまたはこれに準ずる書面または従事者証の写しまたはこれに準ずる書面
対象鳥獣捕獲員				必要	捕獲等の結果を示す書面
認定捕獲従事者				必要	認定証の写し
					認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書
					認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類
					従事者証の写し

様式第15号（第15条関係）

※登録番号

※狩猟免許

※損害の賠償

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無

※施行規則第65条第7号、第8号又は第9号の該当者か否かの別

※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

【狩猟者登録申請書記載例】

第1種銃猟免許所持者で、1号税率の適用を受ける場合

※整理番号

狩猟者登録申請書

島根県知事様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

写真

たて×よこ
3.0cm×2.4cm

住所

(〒685-0851)

島根県松江市殿町1番地

電話番号(0852-22-5335)

ふりがな

しまね たろう

氏名

島根 太郎

生年月日

昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により狩猟者登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類（該当する狩猟免許及び猟具の□にレ印を付すこと。）、狩猟免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日並びに所持する免許の種類（第2種銃猟免許に係る登録の場合に限り、該当する□にレ印を付すこと。）
(第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること。)

狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類

都道府県知事名

狩猟免状の番号

交付年月日

□ 網猟免許

□ 網

知事

号

年 月 日

□ わな猟免許

□ わな

知事

号

年 月 日

☑ 第1種銃猟免許

□ ライフル銃

☑ 散弾銃

□ 空気銃

(圧縮ガスを使用するものを含む。)

島根県 知事

00120025 号

平成〇年〇月〇日

□ 第2種銃猟免許

□ 空気銃

(圧縮ガスを使用するものを含む。)

知事

号

年 月 日

所持する免許の種類

□ 第1種銃猟免許

□ 第2種銃猟免許

②	狩猟をしようとする場所（該当する□にレ印を付すこと。）															
	☒ 島根県の区域全部 ☐ 放鳥獣猟区の区域															
③	施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当する□にレ印を付すこと。）															
	☐ 第7号（許可捕獲等をした者） ☐ 第8号（許可捕獲等に従事した者） ☐ 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者） ☒ いずれにも該当しない															
④	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（該当する□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名欄には、対象鳥獣捕獲員である場合は対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」を記載すること。）															
	☐ 対象鳥獣捕獲員 ☒ 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 (否)													
⑤	免許の効力の停止の有無（該当する□にレ印を付し、かつ、有の場合は、その停止の期間を記載すること。）															
	免許の効力の停止の有無		☐ 有 ☒ 無		停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで									
⑥	猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合に記載すること。）															
	猟銃・空気銃所持許可証番号 （※銃の許可番号を記載しないこと。）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	号	交付年月日	平成○年 ○月 ○日
⑦	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条第2項の要件に関する事項															
	共 済 保 険	法 人 名			対 象 損 害			給 付 額			被共済の期間					
		(一社)大日本猟友会			対人賠償			4 0 0 0万円			R03.○.○~ R04.○.○					
	損害保険契約	保 険 会 社 名			対 象 損 害			保 険 金 額			被 保 険 期 間					
		○○保険会社			○○賠償			○○○○万円			R03.○.○~ R04.○.○					
資 産 保 有																
⑧	職業（ <u>具体的</u> に記載し、職業分類の該当番号に○印を付すこと。）															
	職 業		(例) 飲 食 業													
	職業分類	1	専門的・技術的職業従事者			2	管理的職業従事者			3	事務従事者					
		4	販売従事者			5	農林業従事者			6	漁業従事者					
		7	採鉱・採石作業者			8	運輸・通信従事者			9	技能工・生産工程作業者					
		10	単純労働者			11	保安職業従事者			12	サービス職業従事者					
		13	分類不能の職業			14	無職									
記載上の注意事項																
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。																
2 文字は、楷書で明瞭に記載すること。																
3 ※印欄には、申請者は記載しないこと。																

担当者割印

				※狩猟者登録番号	※記入不要
令和4年度 狩 猟 税 納 付 書					
納 税 義 務 者		住 所	島根県松江市殿町1番地		
		氏 名	島 根 太 郎		
狩猟免許の種類及び納付額（該当する欄に○印を付すこと。）					○印欄
1号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	16,500円	○	
		許 可 捕 獲 者	8,200円		
2号	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	11,000円		
		許 可 捕 獲 者	5,500円		
3号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの	一 般	8,200円		
		許 可 捕 獲 者	4,100円		
4号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	5,500円		
		許 可 捕 獲 者	2,700円		
5号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円		
		許 可 捕 獲 者	2,700円		
対象鳥獣捕獲員		第1種銃猟免許	0円		
		網猟又はわな猟免許	0円		
		第2種銃猟免許	0円		
認定捕獲従事者		第1種銃猟免許	0円		
		網猟又はわな猟免許	0円		
		第2種銃猟免許	0円		
私は、同一生計配偶者又は扶養親族のいずれにも該当しません。 （2号税率又は4号税率の適用を受ける者に限る。）					署名
備考					
収入証紙					

(注) 1 対象鳥獣捕獲員については、狩猟者登録時において対象鳥獣捕獲員であった者が狩猟者登録の期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、残りの狩猟期間内に再び狩猟者登録をする場合を含む。

2 許可捕獲者とは、施行規則第65条第1項第7号、第8号に該当する者のことをいう。

3 認定捕獲従事者とは、施行規則第65条第1項第9号に該当する者のことをいう。

4 許可捕獲者又は対象鳥獣捕獲員の税率の適用を受ける者は、市町村長の証明書を添付すること。

5 認定捕獲従事者の税率の適用を受ける者は、事業者代表の証明書を添付すること。

6 2号税率又は4号税率の適用を受ける者は、署名欄に署名し、併せて市町村長の証明書を添付すること。

7 地方税法第700条の52第2項（放鳥獣猟区に係る狩猟者の登録）の適用を受ける者は、備考欄にその内容を記載すること。

8 ※印欄には、納税義務者は記載しないこと。